

# 妊婦健康診査を受けましょう！



## 妊婦健康診査って？

妊婦健康診査とは、妊婦本人の健康状態や赤ちゃんの育ち具合を確認するために行うものです。実際には、身体測定、血液・血圧・尿などの検査を行っており、医師や助産師等の専門家に、出産に関する相談をすることもできます。

妊娠中は特に気がかりなことがなくても、妊婦健康診査を定期的を受診し、積極的に健康管理をしていきましょう（標準的なスケジュールを、裏面に記載してあります）。

## 妊婦健康診査受診票はどうやって使うの？

①母子健康手帳を交付する際に、妊婦健康診査受診票 14 枚、妊婦超音波検査受診票 4 枚と妊婦子宮頸がん受診票 1 枚を交付します。

\* 母子健康手帳の交付を受ける前の受診は、この制度の対象外となります。

②全ての受診票に、氏名を記入してください。

\* ご本人以外は使用することができません。

\* 原則として、再発行いたしません（災害等でなくされた場合は、健康課にお問い合わせください）。

③医療機関の受付で、受診票を使用する旨お申し出ください。

\* 東京都内のほとんどの医療機関で使用することができます。

\* 受診票を使用できない助産所や都外の医療機関で受診した場合は、出産後に費用を助成します（助成額に上限があります）。

\* 東京都内医療機関（助産所以外）で、受診票を使用せずに受診した場合の費用は償還払いができません。

④医療機関の窓口で、自己負担金をお支払いください。

\* 受診票は無料券ではありません。受診票に記載された検査項目を実施した場合に、一定金額を上限として助成するものです。

## 転入される方へ

◎東京都内から転入された方：受診票はそのまま使用いただけます。令和5年4月1日以降に妊娠届出をされた方で、前自治体で妊婦超音波検査受診票を4枚受け取っていない方には不足分をお渡ししますので、武蔵野市健康課で手続きをしてください。

◎東京都外から転入された方：前住地で交付された受診票は使用できません。武蔵野市健康課で手続きをしてください。

【申請時に必要なもの】

- 母子健康手帳
- 前住地で交付された、未使用の受診票
- 印鑑



## 転出される方へ

◎東京都内に転出される方

受診票はそのまま使用いただけますので、手続きの必要はございません。

◎東京都外に転出される方

武蔵野市で交付した受診票は使用できません。

転出先市町村での手続きが必要となりますので、転出先市町村へお問い合わせください。